第二十八項	
開始した事業年度又は	開始した連結事業年度又は
前十年内事業年度	前十年内連結事業年度
において生じた還付対象欠損金額に係る	において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に
前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額	控除対象個別帰属還付税額
当該控除対象還付対象欠損調整額	当該控除対象個別帰属還付税額
に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間	の計算の基礎となつた連結欠損金額（なお効力を有する旧法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る連結事業年度又は中間期間開始の日の属する連結事業年度
法人の市町村民税の確定申告書	、第二十六項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第十五項
、第二十六項	開始した連結事業年度又は事業年度のすべき個別帰属法人税額又は法人税額
開始した事業年度のすべき法人税額	控除未済個別帰属還付税額
控除未済還付対象欠損調整額	連結事業年度又は事業年度（当該前連結事業年度又は前事業年度
事業年度（当該前事業年度	控除対象個別帰属還付税額
還付対象欠損金額（第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）	控除対象個別帰属還付税額
第二十九項	

被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額	もの
生じた事業年度	計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度
属する事業年度	属する連結事業年度
控除対象還付対象欠損調整額と	控除対象個別帰属還付税額と

29　改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三百二十一条の八第三十項	第二十六項の規定による法人税額
附則第八条の二	第二十六項の
第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による法人税額	第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第六項において準用する場合を含む。）の

30　改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二十五（新令附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する金額とする。

31　新令第八条の二十四の規定は、改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

32　新令第九条の規定は、改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第二十八項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第二十八項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第二十八項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。